

～住民基本台帳事務における支援措置について～

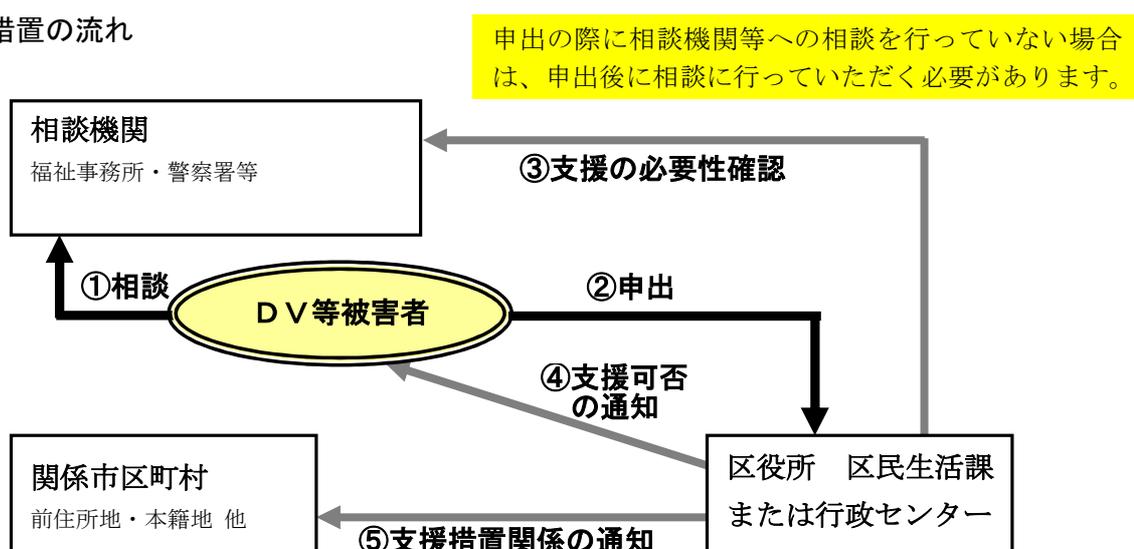
「住民基本台帳事務における支援措置」とは

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の相手方^{*1}が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票等の写し等の交付、並びに戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して、支援措置対象者^{*2}の住所を探索することを防止し、当該支援措置対象者の保護を図ることを目的としています。

*1 相手方…支援措置対象者の申出の相手方

*2 支援措置対象者…ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者

●支援措置の流れ



※相談機関等においては、被害の状況について詳しくお話しいただく必要があります。また、相談の状況によっては、支援措置が必要との意見が付されない場合や、他の相談機関等で改めて相談を受けていただく場合もあります。

※「保護命令決定書の写し」や「ストーカー規制法に基づく警告等実施書面」等を提出いただくことにより、支援の必要性を確認する場合があります。

●支援措置を受けられる対象者

支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者

●支援措置の内容

- (A) 相手方からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
※特別の必要があると認められる場合は、相手方に直接交付しないなどの措置を講じる。
- (B) 支援措置対象者からの請求 → 住民票の写し等の窓口での直接交付のみによる対応とし、相手方のなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。また、マイナンバーカードによるコンビニでの証明書交付、広域証明交付のサービス、らくらく窓口証明書交付サービス等も利用できない。
※あらかじめ取り決めた代理人・使者への交付は認めている。
- (C) その他の第三者からの請求 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。

● 支援措置の期間

決定通知日から 1 年

※ 前市区町村で支援中の場合で、その支援期間を引き継ぐときは、その終了日まで。

※ 支援措置の期間終了日の 1 ヶ月前から延長の申出が可能。

◎ 次の 4 項目に該当しない場合は、原則として支援措置は受けられません。

- 相手方から、支援措置の申出者及び併せて支援を求める者の行方を探されるおそれがある。
- 現住所は、相手方が知らない住所（戸籍等からも推測できない住所）である。
- 現住所に居住実態がある（転送不要の郵便物が受け取れる）。
- 相談機関等からの意見や書面の提出により、支援の必要性の確認ができる。

上記に該当しない項目がある場合、支援措置の対象とならない、または支援措置による保護が図られないため、支援措置を受けることができません。

◎ 次の 4 項目に該当しない場合は、特に注意が必要です。

- 相手方は、支援措置の申出者及び併せて支援を求める者の勤務先や通学している学校等を知らない。
- 併せて支援を求める者を含め、相手方とは直接連絡を取ることはない（できない）状態である。
- 相手方とは生活圏が別である。
- 現在及び過去において、不履行となっている契約（債務）等はない。

上記に該当しない項目がある場合、支援措置を受けても住所を知られてしまう可能性が高いと考えられます。住民基本台帳における支援措置以外の方法を検討するほか、相談機関等や関係機関に協力を求めるなど、身を守るための対策をお願いいたします。

なお、支援措置の申出は、住所地の区役所または行政センターで受け付けます。

先に住民票の住所を異動させることがご心配な場合や、上記に挙げた条件を満たしていない場合等については、事前に相談機関等でご相談されることをおすすめします。

○ 身体に危害を受けるおそれがある場合は、最寄りの警察署にも相談を行ってください。

○ 保険医療機関等における住所情報の照会により、相手方等に住所を閲覧されるおそれがある場合などには、加入している健康保険証の発行元にご相談ください。

住民基本台帳事務における支援措置の申出及び問い合わせ先

- | | | | | |
|--------|-------|----------------|----------|----------------|
| ・中央区役所 | 区民生活課 | (053) 457-2125 | ・東行政センター | (053) 424-0154 |
| ・浜名区役所 | 区民生活課 | (053) 585-1111 | ・西行政センター | (053) 597-1115 |
| ・天竜区役所 | 区民生活課 | (053) 922-0019 | ・南行政センター | (053) 425-1346 |
| | | | ・北行政センター | (053) 523-1116 |

【受付時間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）、12月29日～1月3日を除く。

※他の窓口との調整等、手続きに時間がかかることもありますので、なるべく午後 4 時 30 分頃までにお越しください。